

政務活動費のあり方検討会記録

1 日 時 令和5年11月28日（火曜日）

開 会 午前10時00分

閉 会 午前10時57分

2 場 所 第3委員会室

3 出席委員 13人

座 長 押 田 大 祐

副 座 長 織 田 伸 一

委 員 飯 山 勝 彦

// 田 辺 裕 三

// 吉 田 修

// 岡 部 享

// 江 西 照 康

// 大 島 満

// 谷 口 寿 一

// 成 田 光 雄

// 橋 本 雅 雄

// 松 井 桂 将

// 鋪 田 博 紀

4 職務のために出席した者

【議会事務局】

議会事務局長	渡辺 康裕
議会事務局次長	大野 満
庶務課長	山下 達也
庶務課主幹（課長代理）	中山 崇
庶務課庶務係長	竹端 志織
庶務課主査	竹下 哲矢

5 協議結果等について

1 宿泊料について

自由民主党の宿泊料に関する提案については、委員から、市職員の宿泊料に関する規定（富山市旅費支給条例において規定）に変更があれば、そのときに改めて議論すればよいのではないかとの意見があり、この案について採決を行ったところ、全会一致となった。

2 グリーン車の利用について

自由民主党のグリーン車の利用に関する提案については、委員から、指定席が取れない場合または体調がすぐれない場合という条件を付して、やむを得ない場合にのみグリーン車の利用を認めるとしてはどうかとの意見があった。この案については、政務活動費証拠書類の紙面上、その条件を満たしているかどうかを確認できないといった意見や、その条件が守られているかどうかということについて不正があってはいけないといった意見があり採用されなかった。

最終的に、原案について採決を行ったが、意見の一致を見なかった。

3 資料購入費について

日本共産党の資料購入費に関する提案については、本当に政務活動に関する記事が出ているのかということが分かるように、毎月（毎回）、しっかりと資料を提出するべきだという意見があり、意見の一致を見なかった。

6 会議の概要

座長 定刻となりましたので、ただいまから政務活動費のあり方検討会を開会いたします。
なお、大島委員から少々遅れるとの連絡がありました。

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

座長 本日の議事録の署名委員に、吉田委員、成田委員を指名いたします。
これより協議事項に入ります。
本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。
本日の検討会では、各会派から提出された運用指針上の課題・対応案のうち、3つの案件について協議を行い、検討会としての結論を出したいと思っております。
なお、委員の皆様には事前にT e a m sでお知らせしておりますが、検討会での協議を円滑に進めるため、事前に私のほうから案件の提案会派に対し、より具体的な提案内容等を記載した補足資料の提出を依頼しており、お手元に配付のとおり提出されておりますので参考にしてください。
それでは、協議の進め方について御説明いたします。協議に際しましては、まず、提案会派から補足資料についての説明をしていただき、その後、その説明に対する質疑を行います。
次に、報告いただいております案件に対する会派の賛否を基に、まず、賛成以外の立場の会派から意見をお伺いし、その後、賛成の意見を含め、ほかに御意見があれば発言をしていただきます。
意見等が出尽くしたところで、原案または修正案の賛否について採決し、これまでどおり、全会一致の場合にのみ指針を改正することといたします。
なお、指針の改正に当たっては、改正内容の検討が必要となりますので、全会一致となった場合には、次回以降の検討会で修正案をお示しし、原則、翌年度の4月1日から適用することといたします。

協議の進め方については、以上のとおりでありますので、御承知おきください。スムーズな協議をお願い申し上げます。

それでは、協議事項1番目、自由民主党さん提案の宿泊料についてであります。

自由民主党さんから、補足資料が提出されておりますので、説明を求めます。

江西委員

ただいま座長から説明のありました宿泊費の上限、現在は1泊1万4,800円が上限とされております。

これは皆さん、概ね御存じで実感もされているところかと思うのですが、今のところは私どもの会派でも問題なくやっておりますけれども、現在、国内施設、全国のホテルの料金が上がっているということを、メトロエンジンという会社の調べで資料に書いてあるので、読んでいただければと思います。

このことについて、構造的にもホテルの数が減ってしまったことと、人手が不足していることで、ホテルの部屋の稼働も少ないという構造が露呈しているところから、例えば東京ですとか、この調べでいくと京都もですけれども、安いビジネスホテルでも今の上限の1万4,800円を超えてくる可能性があると思います。

決してホテルのグレードを上げたいというわけではなくて、今まで宿泊していたところと同様のビジネスホテルでもこの料金に近づいているところがあるものですから、もしこの値段以下のホテルがない場合は、経緯書等をつけるということ为前提にしてもいいのですけれども、1万4,800円という上限を撤廃してはどうかという提案であります。

以上です。

座長

ただいまの説明に対し、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長

ないようですので、次に、本件に対する各会派の御

意見を伺います。

まず、賛成以外の会派から。

それでは、富山市議会自由民主党さん、お願いします。

鋪田委員

我々は三角にしておりますけれども、現状、先ほど江西委員がおっしゃったように、ホテルの料金が高くなっているということは実感としてはありますが、私どもも江西委員がおっしゃったように、現行の会派の活動として、例えば直近では東京にも行きましたが、特にホテルが取れないという状況ではありませんし、場合によっては目的地から少し離れたところで取れば取れるということもありますので、我々の立場としては、三角としました。

公務員の旅費規定の見直しなど根本的なことがあれば、そのときに議論をしていけばいいのではないかと思っております。以上です。

座長

それでは、公明党さん。

松井委員

うちとしては、今の規定、1万4,800円に対してホテルが取れなかったということは今のところありません。

やはり、上げることに 대해서는ちゅうちょするかなと思っております。

座長

続きまして、日本共産党さん。

吉田委員

江西委員からの提案なり文書を読ませていただいて、昨今の状況の中で、時としてこういうやむを得ない場合があるというのは事実だと思いますので、やむを得ない事情に配慮し、理由書を添付して認めてもいいのではないのかというのが見解です。

座長

政策フォーラム32さん（大島委員）はまだ来ておられないので、それでは、富山市議会自由民主党さんは、今のところ三角というのは変わらずですね。公明党さんも、ちゅうちょするというのであれば、

三角ということですのでよろしいですね。日本共産党さんは認めるということで、マルという形になりますよね。

そうなってきますと、全会一致ではないのですけれども、お話を聞く限り、今までにホテルを取れなかったことはないということ……

（「賛成は聞かないの？」と発言する者あり）

座長 気魄さんが抜けておりました。すみません。

谷口委員 一応マルにはしているのですが、この今の提案の中でいうと、やむを得ない場合に上限を超えることを可とするという、この書き方だともものすごく難しいなという気がします。

先ほど富山市議会自由民主党のほうからもありましたが、職員規定というの？当局側の旅費規定に合わせるということで進めていけばいいのかなとは思いますが。

ですから、現状でマルかバツかと言われると、上げていく必要性は認めておりますが、この書き方でいとなかなか難しいかなということで、三角です。

座長 会派 誠政さん、お願いします。

橋本委員 うちマルということで、今現在、取れる取れないというのは関係ないとして、こういったものが上がっているということは事実であり、そのための準備をしていくということも必要なのかなと思っています。

座長 準備をしていくと。
すみません、抜けてしまいましたが、完全にバツという会派はなさそう……

（「私は聞いてもらえないのか」と発言する者あり）

座長 ごめんなさい。立憲民主市民の会さん。

岡部委員 うちの会派はマルにしたわけですがけれども、先日、東京の荒川区に行ったときには、朝食込みで1万4,500円だったのです。これはぎりぎりの線だなという感じがありますし、これからどんどんインバウンドでたくさん入ってくればさらに上がる可能性があるということで、やはり少し引き上げる必要がある地域もあるのかなと思っています。

それで、私も気になったのは、やむを得ない場合というのが非常に曖昧で、ここを例えば、一定の申合せ事項という形で規定して、それに基づく趣意書などを出していただければ、認めざるを得ないのかなとは思っています。だから議論も必要かなと思っています。賛成は賛成です。

座長 すみません。これで今度こそ出尽くしたと思いますけれども、そのほかの方々に何か御意見のある方いらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

座長 大丈夫ですね。

今までの皆さんのお話をお伺いしておりますと、宿が取れないわけではない、そのような不便があったわけではないけれども、今後、何となくという感じに受け取れます。そして、市職員の規定に合わせるとおっしゃった会派も2会派ございました。

事務局にお伺いしますけれども、市職員の規定というのは、変更の予定はあるのでしょうか。

庶務課長 現状としては、先ほど話に出てきました市の旅費支給条例に準じた形で、議員の場合は副市長と同等のもので上限が1万4,800円なのですが、この宿泊料1万4,800円というのは、今のところ、変更の話は出てきていないのが現状です。

座長 分かりました。

今のところ変更の予定はないということなのですが、昨今の値上がり状況に関しては、皆さんも

御理解いただいていると思いますので、ここで果たして賛否をしっかりと採ってしまうことが是なのか非なのかということで、ちょっと今悩んでおります。ここで、皆さんにもう一度お諮りしたいのですけれども、いずれ値上がりして取れなくなってきて不都合が起こるということに対して、今後そのような意見が多いと思いますが、この場で決めるのか、それともまた、もう少ししばらく年末の情勢などを見ながら、次の検討会でというのがいいのかということをご皆さんにお伺いしたいと思います。
皆さん、御意見はございませんか。

鋪田委員 実感として、上がってきているなということは感じていますが、先ほど申し上げましたように、現地点で宿は取れる状況にありますので、公務員の規定が見直される状況になれば、改めて議論すればいいと思っています。そういう意味では、今ここで現状変更していくことについて、賛成はしています。

座長 ほかはどうですか。

松井委員 今、富山市議会自由民主党がおっしゃったように、副市長に準ずるという形で、その見直しがあれば、見直していけばいいと思います。

座長 ほか、皆さんどうですか。

〔発言する者なし〕

座長 意見がこれで出尽くしたようなので、今お2人が言われたとおり、市職員の変更に合わせて、富山市議会議員の上限の1万4,800円も考えるべきだという意見が出ました。
それに対する反論はございますか。

江西委員 反論はないです。それで皆さんがよければ、それで構わないです。

座長 それでは、この案の賛否というよりも、市職員の規定に変更があるときに、もう一度議論をして変更をしていくという案でどうでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長 それでは、今回はマル・バツというよりも、市職員の上限が上がったときに、もう一度検討し直すということで進めたいと思います。
一応、その案で賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

座長 全員賛成です。
それでは、次の協議事項2番目、自由民主党さん提案のグリーン車の利用についてであります。
自由民主党さんから、補足資料が提出されておりますので、説明を求めます。

江西委員 グリーン車の利用について、これは、何をぜいたくなことを言っていると思われるかもしれませんが。私も若干その思いはあるわけですが、
本来、もともとこれは認められていたものであります。政務活動費の問題がありまして、自戒の念と後ろめたさからこれを認めないとしたわけでありまして、私どもの会派は、私と座長が2番目にベテランであり、会長だけが長く政務活動費の問題以前からいて、それ以外の全員がそれ以後に議員に当選した者でありまして、これは前の議題でも出てきましたが、市の規定があるわけでありまして。グリーン車を利用できるのは、市長、副市長、議員、常勤の監査委員、上下水道事業管理者、病院事業管理者、政策監、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、公平委員会の委員、監査委員、農業委員会の委員、それと固定資産評価審査委員が認められているものであります。
この認められているものを、ああいった不祥事を起こしたから認めないようにしようではないかという

ふうに、下げて規約を厳しくした中で、政務活動費の問題以後に当選した議員たちにとっては、ほかのところに規約があること、下げているということ、使いたいという一面よりも、そういった規約を戻すべきではないかという趣旨が大きいところであります。

それと、私たちの視察では省庁に行くことが多いのですけれども、省庁は相手の都合があるものですから、日程の調整をできるのがその数日前ということが多くあります。そうすると、列車の予約も遅くなることが多いのです。大体、東京で午前中にレクチャーを受けて、午後に帰ってこようと思うと、はくたかが多いのです。はくたかというのは、皆さんも御存じだと思うのですが、かがやきよりも相当混んでいて、ほぼ満席のときが多いのです。谷口議員の体を引き合いに出すのはあれですけれども、私とか谷口議員とか、藤田議員とか金岡議員みたいな者が3人つながって座るということもあるし、隣のお客さんののがっかり感を見るのも本当にすごく嫌なところがあるのですが、そういうとき、私は真ん中の席に座るのですけれども、藤田議員はそれを避けて自腹でグリーン車に座ることもあるわけです。これはイレギュラーな例ですけれども、先ほども基本的には市の規約に任せようではないかという、1つのロジックが出たわけですので、これが駄目だというのであれば、そのロジックをぜひお聞きしたいという問題提起の一面があります。以上です。

座長 自由民主党さんから説明を受けました。
この説明に対しての質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長 ないようですので、この件に関する各会派の御意見を伺います。
賛成以外の会派からですので、立憲民主市民の会さんから。

岡部委員　これは平成29年3月に見直しをされて、グリーン車は使えないということになったと私はお聞きしているわけでありまして、そういう意味では、少し時期尚早というか、まだまだ市民の皆さんの政務活動費に対する思いというのは根強いものがあると思いますし、そこを緩めるのかという思いもあるので、賛成はできないと思っております。

むしろ、関連して言えば、市職員に合わせるということであれば、私は、特にガソリン価格が高騰している中で、通勤手当が払われないで大変長距離で議会に出てきている方もおられますので、そういう実費を支払うということのほうが重要ではないかなと。ちょっと話は違いますが、そういうふうにも思っています、市職員に合わせるということであれば。という思いで、バツにしています。

座長　次は、会派　誠政さん。

橋本委員　私としては特段そこまでのこだわりはないと思っております。

ただ、先ほど江西委員からもありました、相手に対する配慮があるとしたら、ぜひともしてあげたいと思ったりもしますし、以前、私が飛行機に乗ったときに、大変体の大きな方、しかも女性の方が横に座られたときは本当に肩身の狭い思いをしたと。そうするとやはり、グリーン車に座ってあげたほうがいいのではないかなと。うちとしては特段こだわりはないのですが、臨機応変に乗ることも可能なのではないかと思っております。

座長　それでは、三角ですか。

橋本委員　マルでいいです。

座長　次は、日本共産党さん。

吉田委員　江西委員の理由は理解できるし、市職員に合わせるという点で言えば、それなりに理屈は立つと思いま

すが、やっぱり政務活動費の不正問題を経て、議員といえどもグリーン車は控えると、禁止するというのは、まだ生きているのだらうと思いますから、グリーン車を注釈なしに認めるというのはやっぱり賛成できない。

要するに、東京に行って2時間余り立って帰れというのは酷だと思いますから、指定席が取れなかった場合というのは、はっきり言って信用しかないわけで、そういう条件付にしないとね。やはりまだ、何もかも緩めるといふうに流れてしまうのは市民感覚からいってよくないと思いますし、無条件にオーケーにしたら、みんなグリーン車でいきますよね。そういうのはあまりよくないと思います。

座長 これは逆に言うと、無条件でなければ認めるという考えもありますか。

吉田委員 自由席で立って行き帰りをしなさいというのはちょっとあれだから、やはり条件をつけなければいけないだらうと思います。

座長 それでは、条件のことは後からお伺いします。
次は大島委員なのですが……

（「遅れて申し訳ありません」と発言する者あり）

座長 今は、グリーン車の利用についての話合いをしております、各会派の意見をお伺いしているところです。
政策フォーラム32さんに関しては、グリーン車についてはバツと事前に話を聞いておりますが、御検討されてきてどうであるかをお聞かせいただけますか。

大島委員 バツでいいと思います。

座長 何か理由はありますか。

- 大島委員 市長、副市長、議長、副議長と同じ扱いということで、議員はバツでよろしいのではないのかなと感じていたところです。
- 座長 今、江西委員から説明がありまして、市長、副市長、議員、常勤の監査委員、上下水道事業管理者、病院事業管理者、政策監、教育長、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、公平委員会委員、監査委員、農業委員会委員、固定資産評価審査委員というのは、実は市の規定でグリーン料金を支給できる者というものがある、先ほどの話合いにもあったのですけれども、市職員と市議会議員を同じにするかしないかという議論になっております。
市長たちと同じ扱いということであると、大島委員のところはマルということになるのですけれども、どうでしょうか。
- 大島委員 先ほどは、私の勉強不足で申し訳ございません。普通の職員の方はグリーン車ではないと思っておりましたので。
- 座長 それでは、普通の職員と同じにするべきだということですね。
- 大島委員 そうです。
- 座長 これで、反対もしくは三角の会派の意見をお伺いしましたので、賛成の会派の意見もお伺いします。
富山市議会自由民主党さん。
- 鋪田委員 当時、運用指針の改定に携わっていた立場からすると、当時の自由民主党ではないのですけれども、他会派で、グリーン車の乗車等で監査請求があり、その後裁判ということもあったのですが、そういった住民感情を考慮してやむを得ずグリーン車をやめたという経緯があったのですが、やはりここは、もともとの旅費規定、今ほど紹介があった市職員関係の旅費規定に戻してもいいのではないかと。

特に遠方のところになりますと、移動時間が相当ある中で、体力的に大変な議員もおりますので、そういったことを考慮して元の規定に戻すべきだろうと考えております。

座長 公明党さん。

松井委員 　　うちは賛成ですが、やはりコロナが収束し、委員会視察、会派視察が増える中で、内容的に過密というか、朝のスタートが早いとか、夕方の移動が続くということが結構あるような体感を持っています。議員の中には、体調を考慮しなければいけない、そういった人もおられると思います。やはり、ともかく体も大事な話ですから、決してグリーン車に乗りたくないということではなくて、移動中はゆっくり休めるような体制の中で移動をしていくということも大事なことではないかなと。それについては、市民感情は、私は理解を得られると思います。ですから、グリーン車の使用については、よろしいのではないかと思います。

座長 　　気魄さん。

谷口委員 　　これを認めたからグリーン車にどんどん乗ってくれという内容ではなく、先ほどの宿泊費のところでも言いましたが、富山市旅費支給条例に合わせていけば、それだけでいいのではないかなと思います。

座長 　　これで全て聞いたと思います。
今、皆さんのお話を聞いておきますと、賛成の方はともかくとして、反対の方はやはり市民感情があるので、なかなか賛成はし難いという話があります。逆に言うと、賛成の意見の方で、移動はしっかり休んで、次の視察に備えるべきだという相反する意見があります。そのときには、休むということであれば、市民感情も得られるという形になっております。この辺について、もう少しだけ詰めたいと思います。吉田委員はどうですか。まだ市民感情の反発が生き

ているというお言葉を……

吉田委員　　というか、先ほど言われましたけれども、グリーン車を認めたら、やはりグリーン車に流れるでしょう、人情として。そういうものですよ、人間は。それが、指定席が確保できるのにグリーン車に流れるというのは、やはり市民感情としてはよくないと思います。メディアの皆さんも来ていらっしゃるんですけども、明日の見出しに、「議員、グリーン車を認める」というのが大きな見出しになるかどうかは別にして、報道されればやはり、「ああ……」というふうにね。私は個人的に行くときでもグリーン車は絶対に乗らないですよ。よっぽどだと思いますよ。そういう点では、時期が早いというよりも、やっぱりあの事件を受けて、ここまで緩めるとあまりよくないと私は思います。

だから先ほど言ったように、3日前にしか正式に決まらなくて指定席が全部埋まっていたと。そういう場合に、自由席で行けとは言わないから、やはり縛りをつけないと。

座長　　先ほどおっしゃった、無条件ではなくて、条件をつけるということであればどうでしょう。

吉田委員　　そういう意味では仕方がない。それこそ理由書をちゃんとつけなければいけないですよ。

座長　　そうですね、分かりました。
立憲民主市民の会さんにもお伺いしますが、市民感情を考えるとなかなか賛成はできないというお話なのですけれども、しかし、市のものに合わせていけば、それこそ通勤手当が出ていないということも、脱線したという話の中で言われました。市民感情も含めた上で、今、吉田委員の言われた、何か条件をつけた場合はどうでしょうか。何かこういう条件があれば認めることができるというのはありますか。

岡部委員　　どうしても席が取れなかったときは、それはやむを

得ないと、そう考えてもいいのですけれども、少なくとも政務活動費の問題が発生して、この部分を見直したというか、襟を正すと言うのはおかしいけれども、こういうふうに規定を変えたということであれば、本当にこの段階でいいのかというのはすごく感じているわけであります。やはり、もう少し政務活動に対する市民の皆さんの理解はどうかということも含めて必要なと。

先ほど吉田委員も言われていましたけれども、グリーン車というのは、私はそれこそ視察以外で乗ったことはないし、個人的にも乗ったことはございません。ほとんどの人がそうではないかと思うので、そこはグリーン車というのは違う人が乗るのかなみたいに見てしまうというのはやはりあると思います。結果的にどうしても席が取れなかったときはどうするのかということは、検討が必要だと思えます。

座長

あとは、政策フォーラム32の大島委員。大島委員も市長らと同じ扱いではなく、普通の職員と同じということなのですけれども、今の日本共産党さん、立憲民主市民の会さんのように、もし条件をつけた場合、先ほど言われたようなやむを得ない場合といったことがあればどうでしょうか。

大島委員

体調が優れない方もいるとすれば、やはり移動時間も考えると、グリーン車でもやむを得ないと意見を変えさせていただきます。

座長

そうしますと、今、立憲民主市民の会さん、政策フォーラム32さん、日本共産党さんが、もし条件がつけばという話になっており、どうしても席が取れないであるとか、体調を考慮したとか、そういったことであればという話になりました。

この場でその条件を決めるのか、次回に持ち越して考えるのかということになりますけれども、やむを得ない場合というのを、こういう場合であれば認められるということ、3党派の方々に次回までにお持ちいただいて、もう一度話し合うというのはいか

がですか。

谷口委員 3会派だけではなくて、全体でやればいいのではないですか。

座長 全体でですか。

岡部委員 どうしても席を取れなかった場合は分かります。席が取れませんでしたと。そういうときは認めてもいいと思うのですけれども、席が取れるのにグリーン車にというのはどうかと思います。

座長 それこそ本当にやむを得ないとき、この列車に乗らないといけないからやむなくという形。それでは、そういう案を次回にもう一度持ち寄って、その上で……。吉田委員、どうぞ。

吉田委員 次回というより、やむを得ないという曖昧な形ではなくて、明確に、指定席が取れない場合または体調の関係でという理由がある場合は認めると。そして原則は認めないと。「ただし」とただし書をして、今言った体調の関係と指定席が取れなかった場合というふうに条件を明確にして、曖昧にせずに認める。認めるというかただし書でね。

橋本委員 席が取れなかった場合というのは、どうやって分かるのですか。例えば、政務活動費の収支報告をします。それを市民の皆さんが見て、体調が悪いということはどうやって分かるのか。だから、私はもう認めるなら認めて、あとはもう個人のモラルではないかなと。そのときに個人個人で調子が悪いと思えばグリーン車を取ればいいのかもしれないし、それこそ遠方になってしまって、これはちょっと体調管理をしっかりしていかないといけないなということで、それはグリーン車で行こうよとか、それは個人個人の自由で、乗れることにしておいたらいいのではないかなと私は思う。本当に席が取れなかった場合など、どのように紙に出てくるか分からないし、それ

が市民感情がどうのこうのという理由が不思議でならない。いまだに市民感情という人の話もよく分からないけれども。

いずれにしろ、紙上で何も分からないことの何を決めるのかなと思っています。

座長 今、誠政さんのほうから、やむを得ないということの証明が、気にしておられる市民の感情へのあかしといえますか、なかなか証拠が出しづらいということがあり、今回の場合は認めることにして、使うか使わないかは議員の心の中で決定するという案も出しました。
吉田委員、どうですか。

吉田委員 認めないというのが原則で、事前計画と事後報告が変わってもいいわけではないですか。基本的には指定席で計画を立てて、その後グリーン車を使わざるを得なかったなら事後報告で変更してもいいわけですから。

座長 それでは、先ほど橋本委員が言われた、例えば、私たちはペーパーで収支報告書を出しますよね。それに関しては、「何月何日の予約時点で、かがやきもしくははくたかの何号車は満席だったため、グリーンに車した」と記載をするということでもいいのですか。

吉田委員 それでいいのではないですか。

座長 橋本委員、どうですか。

橋本委員 まあ、あの……

吉田委員 そうしないと、やはり各会派の良心に任せるということではいけないと思う。確かにやむを得ないことはあると思いますよ、実際にね。そのときはそのときでちゃんと理由を明らかにしてやればいいのではないですか。

- 座長 政策フォーラム32さん、立憲民主市民の会さんは
どうですか。
- 大島委員 先ほどのとおり、条件が合えばグリーン車を認める
ということで。
- 座長 今言われたように、席が取れないときは、「席が取
れませんでしたのでグリーン車を使用します」とい
う一筆を入れるということですね。
- 大島委員 そうです。
- 座長 岡部委員、どうですか。
- 岡部委員 ちょっと気になったのは、いまだにそんなことを言
っているのかという話が橋本委員からありましたけ
れども、市民の皆さんの議員に対する目というのは
まだ多くありますよ。富山ばかりではないのですよ。
これは全国的に国も含めてあると思うので、そこは
きちんと今まで決めたことは、こういうことで見直
しますというところをはっきりしないと、やはりな
かなか認めるというのは難しいなと、私の会派はそ
ういうふうに考えています。
- 座長 日本共産党さんが言われました、予約が取れない場
合もですか。
- 岡部委員 それは、どうしても席が取れなかったとか理由が明
らかであれば、やむを得ない場合というのは設けて
もいいと思いますけれども、やはり、グリーン車を
オーケーにしたら、皆さんグリーン車を使うと思う
ので、そこはどうなのかなと思います。
- 座長 分かりました。大体意見が出そろったと思いますけ
れども、提案者からはどうですか。
- 江西委員 確かに分かりにくいと思うのです。分かりにくくて、
今そういう事情を決めたとしても、岡部委員や吉田

委員が思っているような、想定外の使い方をされる可能性もあるなど、話を聞いていて思うわけです。ですので、今は基本的にオーバーしたものは自費でということが認められていますから、実際にオーバーしたものは皆、自費でやっていますので、今のお2人の意見を聞いた限りでは、ほかの賛同会派は別として、提案会派ですけれども、時期が早いということであれば、現状のまま継続していただいてもいいのではないかと思います。

座長 分かりました。非常に難しい答えが出てしまいました。

どうしても席が取れない、やむを得ずにその列車に乗らないといけない、席を取らなければいけない場合があって、席が取れない場合は認めてもいいという意見を、反対をしておられた3会派からいただいております。どうしても席が取れないということの文言を考えないと、やむを得ないの内容をしっかりと見極めないと、なかなか賛成にはならないということですね、吉田委員。

吉田委員 そうです。

座長 これは、2点……。

江西委員 ですから、うちは提案会派としてその証明はできないと思うし、逆に想定されない利用があった場合に、これはこの会の不信につながると思うのです。お2人の意見では、それは認められるだろうけれどもという前提で認めて、そうではない乗り方が出てきた場合に、これはこの会そのものの信義に関わることだと思うので、今のような条件での開放というのは、私は提案会派として、逆に責任が取れないと思いますから、それは認めないほうがいいのではないかと思います。

座長 ほかに何か御意見はございますか。

吉田委員 先ほど、グリーン車を認めて、あとは良心に任せるという発言がありましたよね。いつでも、常にグリーン車で移動してもいいのではという。それこそ曖昧であって、きちんとただし書で明確に、こういう場合、こういう場合というふうにしたら、ありではないですか。それは責任が取れないという一現在の各会派のリーダー的な人たちは、若い人は別として、事件の記憶があるわけですから。だから、今のままにするか、それとも具体的なただし書、条項をつけて一部を認めるかのどちらかではないですか。

鋪田委員 今ほど江西委員、提案会派からあったとおり、もともとグリーン車を使った不正があったわけではないのです。住民感情、市民感情に配慮して、今ここに落ち着いているわけですけれども、逆に言えば、江西委員がおっしゃったように、条件を付したときに、その条件が本当に守られているのかどうか、そこで不正が起きてはいけないと思いますので、やはり100%認めるか、認めないかというところではないかと思います。
提案会派もこのようにおっしゃっておられるので、今回は現状どおりのままでいいのではないかと思います。

座長 分かりました。これで意見が出尽くしたように思いますけれども、ほかに御意見はございますか。

〔発言する者なし〕

座長 それでは、この提案について賛否を伺うことにいたします。

（「さっき聞いたでしょう」

「全会一致だから」と発言する者あり）

座長 いやいや、全会一致ではないので。改めてもう1回やります。
今回提案がありました、グリーン車を認めるという

ことに賛成の会派は……

谷口委員 条件をつけるとかいろいろなことがあって、結局は、とにかく何も認めないか認めるかを今、決めるのですか。そこをはっきりしておかないと。

座長 そうですね。

谷口委員 基本的にはみんなが条件付と言っている中で、結局条件なしで認めるか認めないかとなったら、恐らく全員反対になると思うけれども。

座長 そうですね。分かりました。
それでは、決を採るに当たって、条件付で決を採るのでいいのかな。

（「バツを聞いて、バツの数をとればどうか。バツの人が手を挙げたら流れるのだから」と発言する者あり）

岡部委員 提案会派からお話があった形でこの場は決して、賛否を取らなくても提案会派からの意見を尊重して、引き続きいろいろ協議をするべきではないかと思います。
本来の市の規定に戻すのかどうかという議論をするべきだと。ここで賛否を取ってもまとまらないと思います。

座長 はっきり言うと、支離滅裂になってきているのが現状だと思うのです。意見が出過ぎてまとまりづらいのが現状です。
今、提案会派からは、条件付というのは責任が取りづらいという意見が出ましたが、どうでしょうか。

鋪田委員 まず、原案について賛否を取るしかないのではないのですか。原案は無条件でグリーン車。それしかないと思います。条件は決まっていない。

- 橋本委員 原案は大分覆されている。
- 座長 そうなのです。だから、原案で決を採ると、今までの話合いがなくなって、原案以外では条件をつけたらオーケーという意見が2つ出てしまっているのです。それで、その中で提案会派からはそうではないという意見が出ているのです。
- 鋪田委員 まずは、原案についてきちんと賛否を取って、100%認めるかどうかについては、流すのなら流す。その上で新たに条件付の主張があれば、その会派から提案をもらうか何かしないと、何段階か分けても難しいと思います。まず原案をどうするかというのをきちんと決めないと。
- 谷口委員 原案は、「政務活動費の利用に関しても職員規定と同条件に合わせてもいいのではないか？」ということ、職員規定に合わせるということが原案ということでもいいのですよね。
- 座長 原案ですね、はい。それで、反対論が出たので、そのときに条件をつけたらどうなるのかという話が出て、その条件案をどうするのかという形になったわけです。
それでは改めまして、原案どおりに、政務活動費の利用に関して、職員規定と同条件に合わせてもいいのではないかということに対して、決を採ります。合わせてもよいと思う会派は挙手をお願いします。
- 〔賛成者挙手〕
- 座長 分かりました。
全会派の賛同は得られませんでしたので、この案件は採用しないことに決定をいたしました。
しかしながら、これだけの議論がありましたので、今後どうするのか、今年度になるのか来年度になるのかは分かりませんが、もしかしたらこの指針に関しては改正することもあるのかなとも考えて

おります。

皆さん、委員は変わられるかもしれませんが、会派の中に持ち帰っていただいて、こういう意見が出たということの共有をお願い申し上げます。

次に、3番目の協議事項に入ります。日本共産党さんの提案の資料購入費についてであります。

日本共産党さんから、補足資料が提出されておりますので、説明を求めます。

吉田委員

資料にあるとおりで、政党発行の書籍、雑誌等は、内容にかかわらず駄目だということには異議はありません。ただし、定期刊行物で、政務活動目的であることが容易に判断できることが必要であることから、目次、該当記事の写し等を併せて添付することになっていますが、私のところの場合は、主に2つ、「食べもの通信」と「住民と自治」という出版社が出しているものを毎月購読している。それほど高くなく700円程度です。

いつも表紙と目次と関連記事を合わせて6枚から8枚つけているのです。この2つは何年にもわたって購読し認められているわけで、そういう場合については、表紙と目次程度でいいのではないかと。特に「食べもの通信」の場合は、食品添加物や農薬の情報だとか、学校給食の記事などが、しょっちゅう特集されているわけで、目次だけでも分かります。

「住民と自治」については、全国の自治体の施策や地方議会のやり取りなどが毎月のように掲載されているし、これも表紙と目次だけで十分分かるということで、簡略化していただければいいなと。

ただし、新しい雑誌を新規に購読する場合は、やはり表紙と目次程度だけではなくて、当該記事が政務活動の資料になり得るということが証明できる必要があるし、随時何かの特集があったりする場合も、当然中身がきちんと判断できる記事の写しをつけるということは必要だということで、3つのことで改善を、特に1番をお願いしたいと思っております。以上です。

座長 日本共産党さんから説明がありました。
この説明に対しての質疑はございませんか。

谷口委員 この規定はいつからあるものですか？現状のこの規定はいつからある規定ですか。

吉田委員 これは、ずっと前からではないですかね。

座長 これは事務局、どうですか。

事務局 当初からだと思います。平成29年度に運用指針をつくられてからのものだと思います。

座長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

座長 質疑がないようですので、次に、本案件に対する各会派の御意見を伺います。
まず、賛成以外からですので、自由民主党さんから。

江西委員 現在の補足説明を受けまして、マルでいいのではないかと思います。

座長 次に、公明党さん。

松井委員 現状でそのままでいいと思います。

座長 現状のままでいい……。

松井委員 提出するということ。

座長 現状のまま。それでは、三角かバツかということですね。
次は、誠政さん。

橋本委員 吉田委員からいろいろ説明をいただきましたけれども、そもそも「食べもの通信」とは何ぞやというこ

とを、私はいつも疑問に思っているところであり、さらに、既に購読を認められている定期刊行物、既に購読を認められているというのは、誰が認めたのか分からないのですけれども、これは、自分たちの会派でこれはいいだろうということで提出しているだけであって、別に許可されているわけでも、認められているわけでもないと思っております。その中で、毎月毎月、果たして本当に政務活動に関係するものが出てくるのか、時にはそういった関連したものが出てくるかもしれませんが、そういった定期購読をしてまで毎月出てくるものなのか、そういったことが分かるように、毎月毎月しっかりとした資料を提出するべきだと思っています。

- 座長 次は政策フォーラム32さん。
- 大島委員 今、吉田委員の説明を聞いて、マルに変更させていただきます。
- 座長 今度は、賛成の会派の意見をお伺いしたいと思います。
富山市議会自由民主党さん。
- 鋪田委員 特にコメントはありませんが、マルでいいと思います。
- 座長 立憲民主市民の会さん。
- 岡部委員 改めて、毎回毎回余計なコピーをする必要はないのかなというのは思いとしてあって、そういう記事は目次である程度分かると思うので、マルでいいと思います。
- 座長 気魄さん。
- 谷口委員 基本的にマルではあるのですが、先ほどから出ている、せっかく厳しくしたものを戻していいのかという議論があって、それを考えていくと戻していいの

かなとは思いますが、基本的な私のスタンスでいくと、そのときそのときによって変えていってもいいものだと思いますので、マルです。

座長 賛否がありますが、誠政さんは定期刊行物であっても政務活動に使えるかどうかということで、やはりコピーは出したほうがいいという意見が出ましたけれども、何か条件などはありますか。

橋本委員 本当に、この本の題名から明らかだというものは分かりますが、ごめんなさい、「食べもの通信」というものを見たことがないから私は分からないのだけれども、同じものの資料をずっとつけなさいというのは、私もそれは簡略化すればいいと思っている。ただ、「食べもの通信」のことを引き合いに出されたから、これは一体どうなのだろうと思っているだけです。
簡略化ということは、全然私は賛成です。ただ、こういったことで正しいのかなという思いがあります。

座長 吉田委員、これに対して御意見はございますか。

吉田委員 今、認められているというより勝手にあなたのところの会派が言っているのではないかという意見もありましたけれども、それこそ、政務活動費の不正問題があって、第三者委員会がつくられて一時期ありましたよね、半年。そのとき、そこでも了解を取って、今でもチェックを受けながらやっているわけで、これはオーケーと会派が勝手に言っているわけではないので、そのところは誤解のないようにしていただきたいと思います。

「食べもの通信」は、市政の食に関わることがいつも載っているかということ、主に赤星議員がしっかりと読んで、彼女は学校給食やオーガニックに非常に興味を持って参考にして、記事を見て取材をしたりしているわけで、ほとんど毎月、何かのヒントがある記事があると思いますし、「住民と自治」はまさに議会そのもののあれですから、簡略化していただ

ければいいと思いますが、全会一致にならない雰囲気ですので、全体の流れに従います。

座長 現行の運用指針を見ると、定期刊行物の定期購読は、「誌名等から政務活動目的であることが容易に判断できることが必要である」というところが、多分、誠政さんの意見で、毎回毎回それが適合するのかどうかということだと思います。ただし、6、8枚というものが、果たして是であるのか非であるのか、その辺ですよ。

吉田委員 4、5枚のときもありますしね。

座長 分かりました。
ほかに御意見はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長 ないようですので、この提案について、改めて賛否を伺います。
日本共産党さんから出たとおり、少し簡素化が必要であるとの提案に賛成の方は手を挙げてください。

〔賛成者挙手〕

座長 全会一致になりませんでしたので、この案件は採用しなことに決定いたしました。
しかしながら、先ほども出ましたけれども、資源の問題もありますし、逆に紙の節約もありますので、そこは上手に市民の理解を得られるように、政務活動費の資料の提出をお願いいたします。

吉田委員 仕方がないです。

座長 以上で、本日の協議は終了いたしました。
次回の検討会の協議事項や詳細な日程については、改めて、委員の皆様にお知らせいたします。
最後に、ここまでに、何か御意見等はござい

ますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長

ないようですので、本日はこれをもって、政務活動費のあり方検討会を閉会いたします。

令和5年11月28日
政務活動費のあり方検討会記録署名

座 長 押 田 大 祐

署名委員 吉 田 修

署名委員 成 田 光 雄